

熊本県公報

第12854号
令和元年(2019年)
9月3日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 2

公 告

- 令和元年度(2019年度)後期技能検定の実施…………… (労働雇用創生課) 2
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 5
- 牛深地区特定漁港漁場整備事業計画の変更…………… (漁港漁場整備課) 6

正 誤

- 令和元年(2019年)8月20日天草不知火海区漁業調整委員会指
示第180号(小型機船底びき網漁業(手操第1種手操網漁業)の適
正操業に係る委員会指示)中…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 6

告 示

熊本県告示第292号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年(2019年)9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市三久保字芹ノ口264番・字丸藪269番10(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第293号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年(2019年)9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市西小園字中園448番212、448番214から448番216まで、448番260、448番263、448番264、448番266、448番269、448番289、448番290
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中園448番212・448番214から448番216まで・448番269(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第294号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年(2019年)9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市的石字戸下775番1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第284号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により令和元年度(2019年度)後期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により次のとおり公示する。
令和元年(2019年)9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施する検定職種(作業)及び等級区分
実施する検定職種(作業)及び等級区分は次のとおりとする。
 - (1) 特級
金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造
 - (2) 1級及び2級
鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製縫製作業)、和裁(和服製作作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシート工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、義肢・装具製作(装具製作作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)
 - (3) 単一等級
製麺(機械生麺製造作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)
 - (4) 3級
造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)
- 2 試験の方法
試験は実技試験及び学科試験によって実施。
- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等
 - (1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

次の(ア)から(エ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

- (ア) (イ)から(エ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき18,200円
- (イ) 実技試験の2級又は3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(エ)に掲げる者を除く。) 1職種につき9,200円
- (ウ) 実技試験の3級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を除く。)を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項の高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。(エ)において同じ。)である受検者(エ)に掲げる者を除く。) 1職種につき12,100円
- (エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であって、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 1職種につき3,100円

イ 実施期日

実技試験は、令和元年(2019年)12月6日(金)から令和2年(2020年)2月16日(日)までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和元年(2019年)11月29日(金)以降に熊本県職業能力開発協会から公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
1級及び2級	鍛造、機械検査、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工	令和2年(2020年)1月26日(日)
3級	電気機器組立て、配管	
特級	金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	令和2年(2020年)2月2日(日)
1級及び2級	農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、厨房設備施工、防水施工、機械・プラント製図、パン製造	令和2年(2020年)2月5日(水)
単一等級	製麺、バルコニー施工	
3級	造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	
1級及び2級	舞台機構調整	

1級及び 2級	半導体製品製造、プリント配線板製造、建築大工、かわらぶき、樹脂接着剤注入施工、塗装、義肢・装具製作、空気圧装置組立て、菓子製造、鉄筋施工、コンクリート圧送施工	令和2年(2020年) 2月9日(日)
3級	機械加工、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図、機械検査、電子機器組立て	

ウ 実施場所
学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 健康保険被保険者証

(カ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(キ) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

所在地 〒861-2202

熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内

電話 096-285-5818

(3) 受付期間

令和元年(2019年)10月7日(月)から令和元年(2019年)10月1

8日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、宛先を記入し、かつ、140円切手を貼った返信用封筒(定形外角形2号)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、令和元年(2019年)10月18日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。

ただし、受検申請を受け付けた後、手数料に過払いが生じた場合は、過払い額を返還する。

6 合格発表等

(1) 合格発表

技能検定の合格者の受検番号を、令和2年(2020年)3月13日(金)に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板に掲示するとともに、熊本県のホームページに午前10時から掲載する。

(2) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が令和2年(2020年)3月13日(金)以降に書面で通知する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章及び3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第285号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）9月3日から同月17日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上七折1404番

2 申請年月日

令和元年（2019年）8月19日

熊本県公告第286号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）9月3日から同月17日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
篠塚 シゲ子	下益城郡美里町原田	下益城郡美里町小市野字前田42番1ほか2筆
赤城 誓一	熊本市北区貢町	上益城郡山都町入佐字山下2655番ほか13筆
荒井 弘	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字市ノ原1537番1
坂梨 祐一	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字市ノ原1554番
農事組合法人奥阿蘇くさかべ	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字下切字小笹884番ほか1筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）8月20日

熊本県公告第287号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）9月3日から同月17日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
和田 幸治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字福島58番1ほか2筆
和田 幸治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字永井田673番1ほか1筆
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字宝満511番1ほか1筆
株式会社興陽農援	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字雨堤2159番ほか1筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）8月21日

熊本県公告第288号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）9月3日から同月17日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
令和元年（2019年）9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	球磨郡山江村大字万江甲字榎木町179番ほか3筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）8月22日

熊本県公告第289号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により牛深地区特定漁港漁場整備事業計画を変更するため、同条第11項の規定により公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和元年（2019年）9月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧期間

令和元年（2019年）9月3日から令和元年（2019年）9月24日まで

2 縦覧場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課、熊本県天草広域本部農林水産部漁港課、天草市経済部水産振興課及び天草市牛深支所産業振興課

正 誤

令和元年（2019年）8月20日天草不知火海区漁業調整委員会指示第180号（小型機船底びき網漁業（手繰第1種手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示）中に誤りがあったので、次のとおり修正する。

ページ	行	正	誤
1	15	手繰第1種漁業手繰網漁業	手繰第1種手繰網漁業
5	1	手繰第1種漁業手繰網漁業	手繰第1種手繰網漁業
5	8	手繰第1種漁業手繰網漁業	手繰第1種手繰網漁業